

1 はじめに

- 近年の急激な少子化により、複式学級を有する小学校の増加や、同級生がわずか数名という学年もあるなど、子どもたちの教育に様々な影響が表れてきています。
- 2020年2月に豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置し、約1年間、計7回に渡り審議され、2021年2月に市教育委員会に答申をいただきました。
- 答申に込められた思いを尊重し、また、地区別説明会での住民の意見を踏まえ、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

審議会での主な意見

- ・小規模校の良さは認めるものの、複式学級が生じるほどの極小規模になると課題の方が大きい。
- ・子どもたちには多様な意見に触れ、いろいろな体験をしてほしい。
- ・保護者の不安の大きい複式学級の解消を最優先とすべき。

2 計画の基本事項

1 計画の考え方

本計画は、審議会からの答申に基づき、「次代を担う豊岡の子どもたちにとって、より良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」を第一に、学校規模と学校配置の視点から策定したものです。

2 計画の目的

本計画は、答申に掲げる内容を具体化するため、次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的としています。

- (1) 学校規模の適正化（学校の小規模化への対応）
- (2) 学校の適正配置
- (3) 再編後の学校教育のあり方の検討（教育内容の充実、特色のある学校づくり）

3 計画期間

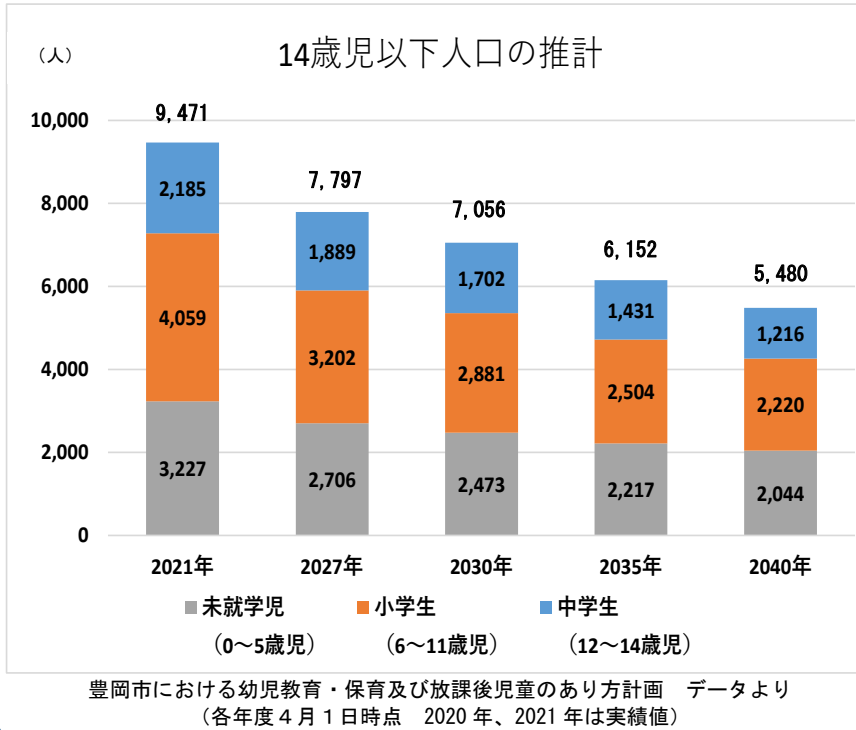
本計画の期間は、2022年度から2031年度までの10年間とします。ただし、10～15年後にも複式学級を有する小学校が生じる見込みであることから、10年後以降の姿も見据えた計画とします。



4 計画の進め方

計画の推進にあたっては、保護者や地域住民と十分な合意形成を図りながら進めるものとします。

3 20年間で小学生は54.7%、中学生は55.7%にまで減少



4 学校の小規模化が進むことによる課題

- 小規模校には小規模校の良さがありますが、その一方、課題もあります。

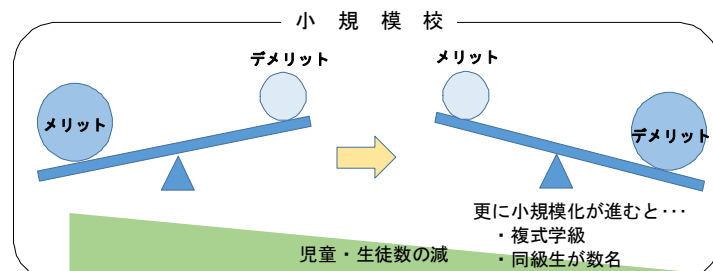
【メリット】

- ・児童・生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・学校行事や部活動等で、児童・生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。
- ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。
- ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。

【デメリット】

- ・多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・運動会や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
- ・PTA活動等、保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

- 特に、複式学級が生じたり、同級生が数名のみになるなど、学級の人数が少なくなるにつれて課題は大きくなっていきます。



5 学校規模の現状と今後の見込み

- 学校規模は、国の法令上、小中学校とも12～18学級を標準としています。
- 表のとおり、今後も学校の小規模化が進んでいくものと見込んでいます。

【学校規模別小学校数（見込）】

区分	2021年度	2035年度（見込）
大規模校 (19学級以上)	1校	—
標準規模校 (12～18学級)	3校	4校
小規模校(11学級以下) (うち、極小規模校*)	23校 (6校)	20校 (11校)
計	27校	24校

※複式学級が生じるほどの小規模校（ここでは、「極小規模校」とし、児童数が50人程度以下とします。）
※2035年度の学校数は、竹野3小、合橋小と高橋小の統合後のものです。

6 学校規模適正化の必要性

- 1 学校の規模は、学習面、生活面、学校運営面など様々な面で影響を与えます。
- 2 公教育の観点から市内のどの学校でも、教育水準・教員の配置などの教育条件・教育環境について一定の水準を満たし、公平に提供するよう努めなければなりません。
- 3 個性を発揮させ、主体性や多様性を培うためにも、ある程度の集団規模での教育環境が日常的に確保されるべきであると考えます。

- ・国の学習指導要領「主体的・対話的で深い学びの実現」
- ・市のめざす教育〔コミュニケーション能力や非認知能力（やり抜く力・自制心・協働性）の育成〕の取組
- ・集団での教育活動等の充実
- ・教員の人数の確保と質の向上

学校規模の
適正化が必要

7 豊岡市における小中学校の適正規模・適正配置

1 適正規模の考え方

市の実情を考え、望ましい学校規模（理想とする姿）と、最低限確保したい学校規模（下限の目安）を設けます。

望ましい学校規模（理想とする姿）	最低限確保したい学校規模（下限の目安）
① 小学校 12～18学級（各学年2～3学級）	① 小学校 6学級以上（各学年1学級以上）
② 中学校 9～18学級（各学年3～6学級）	② 中学校 3学級以上（各学年1学級以上）
（小中学校とも、各学年20人程度以上）	

2 適正配置の考え方

通学時間と旧市町ごとの歴史的・社会的背景に考慮した学校配置とします。

通学時間	学校配置
・小中学校ともおおむね1時間以内 ※遠距離では、交通手段の確保が前提	・小学校の再編 原則、同一中学校区内 ・中学校の再編 原則、旧市町域内 原則、旧市町域内に小・中とも1校は存続

8 学校再編の基本方針

1 学校再編の手法

- ・ 学校統合
- ・ 施設一体型小中一貫校*として再編・整備
(要件が満たされる場合)

※ 施設一体型小中一貫校

- ・ 小中学校を同じ施設内に設置し、小中一貫教育をより効果的に行うもの。
- ・ いわゆる中1ギャップの解消
- ・ 中学校の専門教員による授業を受けられる
- ・ 小中の9年間にわたって一貫した教育を受けることができる
等、様々な効果が期待できる

2 学校再編の優先順位

- (1) 最優先
 - ・ 既に複式学級が生じている小学校
- (2) 優先
 - ・ 将来的に複式学級が生じると見込まれる小学校
 - ・ 小規模化により課題が生じる中学校
- (3) 将来的な検討
 - ・ 「最低限確保したい学校規模」をめざし、将来的な学校のあり方について地域と検討

3 学校の位置

- (1) 既存施設の有効活用
- (2) 配置の判断基準
 - ・ 児童生徒の通学距離
 - ・ バス通学となった場合のバスの利用人数
 - ・ 施設の空き教室の状況
 - ・ 施設の老朽化の状況 等



9 協議の進め方

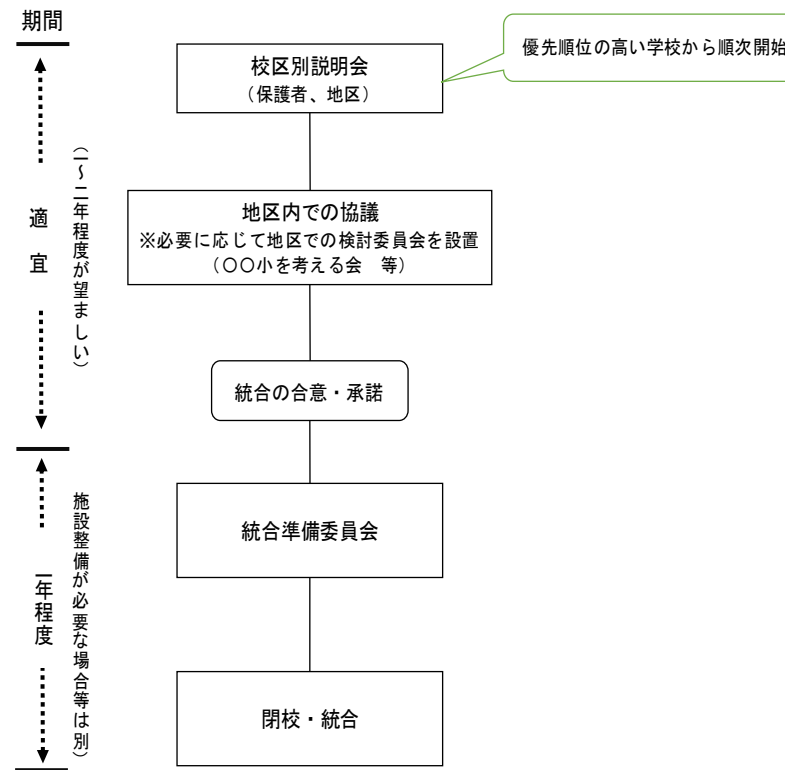
1 保護者・住民との対話

- ・ 学校は、子どもたちの教育の場であるというだけでなく、地域の交流拠点や災害時の避難所など様々な機能を有しています。
- ・ 学校再編の協議にあたっては、地域の歴史的背景や愛着等も考慮し理解を得ながら、慎重に進める必要があります。
- ・ 一方で学校再編が長期化した場合は、課題解消の遅延、学校の小規模化のさらなる進行等、子どもたちへの影響や保護者をはじめとした関係者の不安が大きくなる懸念があります。



保護者の意向を最優先とし、該当校区の保護者・住民と対話を重ねながら継続的に協議を行うこととします。

2 進め方の流れ（一例）



11 特色ある学校づくり

学校再編は、単に子どもたちの集団規模を確保するというだけでなく、次のような観点で魅力のある学校づくりを進めます。

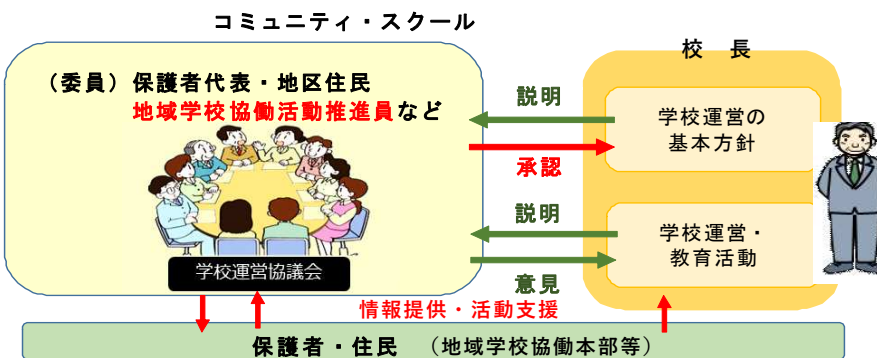
- 1 人数が増えることによって可能となる様々な学習体系や、これまでにできなかった体験ができるような取組を学校ごとに検討します。
- 2 地域にとっても魅力（夢）のある学校とするため、地域コミュニティとの連携強化を中心に、地域学校協働活動*1の充実やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*2の検討等、それぞれの地域特性にあった協働の仕組みづくりを進めます。

※1 地域学校協働活動

地域住民や民間企業・団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が連携・協働して行う活動。
(活動例) 子どもたちが地域で郷土学習を行う
地域の行事に参画してともに地域づくりに関わる等

※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校をコミュニティ・スクールといいます。一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるためのものです。



出典：文部科学省資料より

10 学校再編にあたって配慮すべき事項への対応

学校再編によって、集団規模が確保できることにより、より良い教育環境が得られるという反面、環境が大きく変わる事等への配慮が必要になります。このことから、市では、学校、保護者、地域等と連携を取り合い、不安や負担の軽減に努めることとしています。（下記はその一例）

1 児童生徒への配慮

学校再編によって、児童生徒の環境が大きく変化することへの対応

- (1) 子どもたちへの理解と心のケア
 - ・ 定期的なアンケートの実施による心境変化の把握と対応
 - ・ 相談体制の充実
- (2) 学校間交流
 - ・ 統合前に学校間での交流の機会を確保
- (3) 教員の統合加配制度の活用
 - ・ 統合後の学校に元の学校の教師を配置
- (4) 特別支援教育への対応

2 通学への配慮

通学方法が変わることや通学時間が長くなることへの不安や負担の軽減、安全対策等

- (1) 通学路の安全確保・・・通学路の安全点検、見守りボランティアの協力
- (2) 遠距離通学者に対する通学支援・・・通学バスの運行方法等の検討、バス通学訓練の実施

3 放課後児童クラブ利用者への配慮

- ・ 放課後児童クラブは、小学校施設内又は隣接地での設置を基本としています。
- ・ 学校が遠方になることにより、①保護者の送迎に負担が生じる、②児童の帰宅時間が遅くなり、生活習慣に影響が生じる等が想定される場合には、負担軽減の方法について検討します。

4 地域の拠点機能としての配慮（学校の跡地の有効活用）

- ・ 学校は、児童生徒への教育的機能が第一ですが、地域の拠点機能も担うことから、跡地の利活用について早期に検討を始める必要があります。
- ・ 利活用は、地域の意向、ニーズに配慮し、①市の事業、②公共的な団体等による事業を検討し、その次に③民間事業で地域の活性化につながる活用を模索します。
- ・ 活用策の検討は、地域と協議・調整を図りながら進め、活用策が決まるまでの間は、引き続き地域での利用ができるよう配慮します。



非認知能力 育成の取組

豊岡市教育委員会事務局 教育総務課

〒668-8666

兵庫県豊岡市中央町2番4号

tel 0796-23-1117 fax 0796-24-4669

豊岡市立小中学校 適正規模・適正配置計画 スケジュール

